32	(17)項	重要文化財等の建造物					
消火器		消令10 消則 6	全 部	1 少量危険物、指定可燃物の貯蔵施設 2 変圧器等の電気設備のある場所 3 ボイラー、乾燥室等その他多量の火気を使用する場所			
大型消火器		消則 7	指定可燃物500倍以上				
屋内消火栓設備		消令11			指定可燃物		
						750倍 (可燃性液体類を除く)	
SP設備 水噴霧、泡、CO2 等		消令12 消令13 ~18					
				11階以上	指定可燃物		
				全部 (特定用途は全階設置)	1,000倍以上		
				上部分で600㎡以上それ 引分の床面積が地階又 は2階以上200㎡以上、 車両収容台数10台以上 ㎡以上			
				指定可燃物1000倍以上			
屋外消火栓設備		消令19	一般 (1)~(15)項に同じ				
	防ポンプ &備	消令20		1. 地下街を除く屋内消火栓設備の設置を要する防火対象物又は その部分 2. 屋外消火栓設備の設置を要する防火対象物			
	災報知設 備	消令21	一般		指定可燃物		
			全部		500倍以上		
				1. 道路の用に供される部分で床面積が屋上部分で600㎡以上、それ以外の部分400㎡以上 2. 駐車に供する階のうち、地階又は2階以上で床面積200㎡以上 3. 11階以上の階 4. 通信機器室で床面積500㎡以上			

ガス漏れ火災警	消令21 の2		温泉設備			
報設備			全部			
漏電火災警報器	消令22	一般		設置要件 鉄網入りの壁又は、床又は、天井(下		
// 一		全部	地材が準不燃材以外)で造 限られる。		「以外)で造られた建物に	
消防機関へ通報 する火災報知設	消令23	一般	緩和条件 1. 消防機関から著しく離れた場所			
備		延べ面積500㎡以上	2. 消防機関から歩行距離500m以下の近い場所 3. 電話がある。			
		一般	地階、無窓階			
		収容人員50人以上	収容人員20人以上			
非常警報設備	消令24		放送設備(ベル又に	よサイレン)		
			地階を除く階数が11以上 が3以上の場合に設置	又は地階の階数		
避難器具	消令25	3階以上の階のうち、当該階から避難階又は、地上に直通する階段が2以上設けられていない階で収容人員10人以上				
誘導灯	消令26					
排煙設備	消令28					
連結散水設備	消令28 の2	地階の床面積の合計				
		700㎡以上	4 14 Dt. + BA / Dt. #4 187 D. L			
連結送水管	消令29	1. 地階を除く階数が7以上 (1)~(15)項に同じ 2. 地階を除く階数5以上で延べ面積6,000㎡以上 3. 道路の用に供される部分を有するもの		п以上		
非常用コンセント 設備	消令29 の2	地階を除く11階以上				
無線通信補助設備	消令29 の3					
消防用水	消令27	(1)~(15)項に同じ		高さ 31m以上		
WELLINE					地階を除き、 延べ25,000㎡以上	